

所得控除

雑損控除	対 象	前年中に本人や、前年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者やその他の親族で生計を一にする人が、風水害・火災・盗難等により日常生活に必要な資産に損害を受けた場合。																			
	控除額	$(\text{損失額} - \text{保険金等の補てん金}) - (\text{所得金額の10\%})$ $\text{損失額のうち災害関連支出} - 5\text{万円}$ } どちらか多い方の金額																			
医療費控除	対 象	前年中に本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費																			
	控除額	$(\text{支払った医療費} - \text{保険金等の補てん金}) - 10\text{万円}$ $(\text{支払った医療費} - \text{保険金等の補てん金}) - \text{所得金額の5\%}$ } どちらか多い方の金額 (控除上限額 200万円)																			
セルフメディケーション税制による医療費控除	対 象	健康保持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取り組みを行っている方が、前年中に本人や生計を一にする配偶者やその他の親族のために購入した特定一般医薬品（スイッチOTC医薬品）の購入費。 ※医療費控除との併用はできません。																			
	控除額	$(\text{対象医薬品の購入金額}) - 12,000\text{円}$ (控除上限額 88,000円)																			
社会保険料控除	対 象	健康保険（国保・後期・組合保険など）・介護保険・国民年金などの保険料																			
	控除額	支払金額の全額																			
小規模企業共済等掛金控除	対 象	小規模企業共済法の規定により（独）中小企業基盤整備機構と結んだ共済契約（旧第2種共済契約は除く）の掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金・個人型年金の加入者掛金並びに地方公共団体が条例の規定により実施する一定の心身障害者扶養共済制度に基づいて支払った掛金。																			
	控除額	支払金額の全額																			
生命保険料控除	対 象	一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料																			
	控除額	<p>保険の種類ごとに、下表（1）と（2）に基づき算出した控除額の合計額が生命保険料控除額となります（控除上限額 70,000円）。</p> <p>（1）平成23年12月31日以前に締結した保険契約など（旧契約）に係る生命保険料控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 15,000 円</td> <td>支払額が控除額</td> </tr> <tr> <td>15,001 ～ 40,000 円</td> <td>支払額 ÷ 2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,001 ～ 70,000 円</td> <td>支払額 ÷ 4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）平成24年1月1日以後に締結した保険契約など（新契約）に係る生命保険料控除</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 ～ 12,000 円</td> <td>支払額が控除額</td> </tr> <tr> <td>12,001 ～ 32,000 円</td> <td>支払額 ÷ 2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001 ～ 56,000 円</td> <td>支払額 ÷ 4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※旧契約と新契約の両方がある場合は、保険の種類ごとにそれぞれ（1）と（2）より算出した旧契約分と新契約分を合計（控除上限額 28,000円）します。ただし、旧契約分のみで算出した控除額が28,000円を超える場合は、旧契約分のみを適用します（控除上限額 35,000円）。</p>	支払額	控除額	0 ～ 15,000 円	支払額が控除額	15,001 ～ 40,000 円	支払額 ÷ 2 + 7,500円	40,001 ～ 70,000 円	支払額 ÷ 4 + 17,500円	70,001円以上	35,000円	支払額	控除額	0 ～ 12,000 円	支払額が控除額	12,001 ～ 32,000 円	支払額 ÷ 2 + 6,000円	32,001 ～ 56,000 円	支払額 ÷ 4 + 14,000円	56,001円以上
支払額	控除額																				
0 ～ 15,000 円	支払額が控除額																				
15,001 ～ 40,000 円	支払額 ÷ 2 + 7,500円																				
40,001 ～ 70,000 円	支払額 ÷ 4 + 17,500円																				
70,001円以上	35,000円																				
支払額	控除額																				
0 ～ 12,000 円	支払額が控除額																				
12,001 ～ 32,000 円	支払額 ÷ 2 + 6,000円																				
32,001 ～ 56,000 円	支払額 ÷ 4 + 14,000円																				
56,001円以上	28,000円																				
地震保険料控除	対 象	地震保険料・旧長期損害保険料（平成18年末までに締結した長期損害保険料）																			
	控除額	<table border="0"> <tr> <td>地震保険料</td> <td rowspan="2"> <math>\rightarrow \text{支払額} \div 2</math>（上限額25,000円）  <math>\rightarrow \text{支払額が5,000円以下}</math> → 支払額が控除額  <math>\rightarrow \text{支払額が5,000円を超える}</math> → <math>\text{支払額} \div 2 + 2,500\text{円}</math>（上限額10,000円） </td> </tr> <tr> <td>旧長期損害保険料</td> </tr> </table> <p>※上記の保険料の控除額を合計した金額が控除額です（上限額25,000円）。</p>	地震保険料	$\rightarrow \text{支払額} \div 2$ （上限額25,000円） $\rightarrow \text{支払額が5,000円以下}$ → 支払額が控除額 $\rightarrow \text{支払額が5,000円を超える}$ → $\text{支払額} \div 2 + 2,500\text{円}$ （上限額10,000円）	旧長期損害保険料																
地震保険料	$\rightarrow \text{支払額} \div 2$ （上限額25,000円） $\rightarrow \text{支払額が5,000円以下}$ → 支払額が控除額 $\rightarrow \text{支払額が5,000円を超える}$ → $\text{支払額} \div 2 + 2,500\text{円}$ （上限額10,000円）																				
旧長期損害保険料																					
ひとり親控除	対 象	<p>現に婚姻をしていない者で以下の条件を両方満たす人（住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」と記載がある方は対象外）</p> <p>①合計所得金額が500万円以下</p> <p>②生計を一にする総所得金額等が48万円以下の子（他の人の同一生計配偶者又は扶養親族とされている人を除く）を有する</p>																			
	控除額	300,000 円																			
寡婦控除 (女性が対象)	対 象	<p>ひとり親に該当しない人かつ合計所得金額が500万円以下の場合で下記の①又は②に該当する人（住民票の続柄に「夫（見届）」「妻（見届）」と記載がある方は対象外）</p> <p>①夫と死別した後に再婚していない人</p> <p>②夫と離別した後に再婚していない人で、扶養親族を有する人</p>																			
	控除額	260,000 円																			

勤労学生控除 (申告者本人)	対 象	給与所得等（自己の勤労による事業所得や給与所得、雑所得など）を有する勤労学生のうち合計所得金額が75万円以下の人で、しかもその合計所得金額のうち給与所得等以外の所得（自己の勤労を必要としない不動産所得や利子所得など）が10万円以下の人。																																																					
	控除額	260,000 円																																																					
障害者控除	対 象	本人や、同一生計配偶者（配偶者特別控除は除く）又は扶養親族（16歳未満の扶養親族も該当）が、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている人、65歳以上で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている人など。																																																					
	控除額	該当者 1 人につき 260,000 円 ※特別障害者は 300,000 円（同居の場合は 530,000 円）																																																					
配偶者控除	対 象	生計を一にする配偶者を有し、前年中の合計所得金額が1,000万円以下で配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下の人。※配偶者が他の親族から扶養・専従者控除の対象とされていない場合。																																																					
	控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">控除区分</th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1000万円以下</th> <th>1000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>330,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td rowspan="2">適用なし</td> </tr> <tr> <td>老人（70歳以上）</td> <td>380,000 円</td> <td>260,000 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				控除区分	納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	1000万円超	一般	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし	老人（70歳以上）	380,000 円	260,000 円	130,000 円																																
控除区分	納税義務者の合計所得金額																																																						
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	1000万円超																																																			
一般	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし																																																			
老人（70歳以上）	380,000 円	260,000 円	130,000 円																																																				
配偶者特別控除	対 象	生計を一にする配偶者を有し、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人。 ※配偶者の所得によって控除額を減額。																																																					
	控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="4">納税義務者の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超～950万円以下</th> <th>950万円超～1000万円以下</th> <th>1000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,001 ～ 950,000 円</td> <td>330,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td rowspan="10">適用なし</td> </tr> <tr> <td>950,001 ～ 1,000,000 円</td> <td>330,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000,001 ～ 1,050,000 円</td> <td>310,000 円</td> <td>210,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,050,001 ～ 1,100,000 円</td> <td>260,000 円</td> <td>180,000 円</td> <td>90,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,100,001 ～ 1,150,000 円</td> <td>210,000 円</td> <td>140,000 円</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,150,001 ～ 1,200,000 円</td> <td>160,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,200,001 ～ 1,250,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td>80,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,250,001 ～ 1,300,000 円</td> <td>60,000 円</td> <td>40,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,300,001 ～ 1,330,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,330,001円以上</td> <td colspan="4">適用なし</td> </tr> </tbody> </table>				配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額				900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	1000万円超	480,001 ～ 950,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし	950,001 ～ 1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	1,000,001 ～ 1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円	1,050,001 ～ 1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円	1,100,001 ～ 1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円	1,150,001 ～ 1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円	1,200,001 ～ 1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円	1,250,001 ～ 1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円	1,300,001 ～ 1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円	1,330,001円以上	適用なし		
配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額																																																						
	900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	1000万円超																																																			
480,001 ～ 950,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円	適用なし																																																			
950,001 ～ 1,000,000 円	330,000 円	220,000 円	110,000 円																																																				
1,000,001 ～ 1,050,000 円	310,000 円	210,000 円	110,000 円																																																				
1,050,001 ～ 1,100,000 円	260,000 円	180,000 円	90,000 円																																																				
1,100,001 ～ 1,150,000 円	210,000 円	140,000 円	70,000 円																																																				
1,150,001 ～ 1,200,000 円	160,000 円	110,000 円	60,000 円																																																				
1,200,001 ～ 1,250,000 円	110,000 円	80,000 円	40,000 円																																																				
1,250,001 ～ 1,300,000 円	60,000 円	40,000 円	20,000 円																																																				
1,300,001 ～ 1,330,000 円	30,000 円	20,000 円	10,000 円																																																				
1,330,001円以上	適用なし																																																						
扶養控除	対 象	生計を一にする親族を有し、その親族の前年中の合計所得金額が48万円以下の人。 ※他の親族から扶養・専従者控除の対象とされていない人。																																																					
	控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>控除区分</th> <th>控除額</th> <th rowspan="6">※ 16歳未満の扶養親族（年少扶養）は控除額がありませんが、非課税基準額の算定人数に含まれます。</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定扶養（19歳以上23歳未満）</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養（70歳以上）</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等（本人・配偶者の直系尊属）</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>年少扶養（16歳未満）</td> <td>0 円 ※</td> </tr> <tr> <td>その他扶養（上記以外）</td> <td>330,000 円</td> </tr> </tbody> </table>				控除区分	控除額	※ 16歳未満の扶養親族（年少扶養）は控除額がありませんが、非課税基準額の算定人数に含まれます。	特定扶養（19歳以上23歳未満）	450,000 円	老人扶養（70歳以上）	380,000 円	同居老親等（本人・配偶者の直系尊属）	450,000 円	年少扶養（16歳未満）	0 円 ※	その他扶養（上記以外）	330,000 円																																					
控除区分	控除額	※ 16歳未満の扶養親族（年少扶養）は控除額がありませんが、非課税基準額の算定人数に含まれます。																																																					
特定扶養（19歳以上23歳未満）	450,000 円																																																						
老人扶養（70歳以上）	380,000 円																																																						
同居老親等（本人・配偶者の直系尊属）	450,000 円																																																						
年少扶養（16歳未満）	0 円 ※																																																						
その他扶養（上記以外）	330,000 円																																																						
基礎控除	対 象	すべての納税義務者																																																					
	控除額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>2,400万円以下</th> <th>2,400万円超 2,450万円以下</th> <th>2,450万円超 2,500万円以下</th> <th>2,500万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>430,000円</td> <td>290,000円</td> <td>150,000円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>				合計所得金額				2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	430,000円	290,000円	150,000円	0円																																						
合計所得金額																																																							
2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超																																																				
430,000円	290,000円	150,000円	0円																																																				